

食安監発0221第1号
平成25年2月21日

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

イタリア産生鮮パセリの回収等について（依頼）

検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物からジフェノコナゾール(0.02 ppm) が検出され、食品衛生法第11条第3項に違反することが判明しました。

当該貨物は既に通関済みとの報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あて御報告いただくよう併せて願います。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条第3項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しているところです。

記

品名	生鮮パセリ
届出数量	8 CT 16.10 kg
輸出国	イタリア
輸出者	CAL CENTRO AGROALIMENTARE E LOGISTICA S. R. L
輸入者	株式会社佐勇 東京都港区六本木7-2-5
届出先	成田空港検疫所 食品監視課
届出年月日	平成25年2月4日
輸入届出受付番号	第21124965110号 7欄
検査結果	ジフェノコナゾール(0.02 ppm) 検出
違反確定日	平成25年2月19日